

6ヶ月勤務すればだれでも 有給休暇を請求できる

Question 14

Q

スーパーマーケットにパートタイマーとして、1日3時間ずつ、週4日勤務している者です。年休は請求できますか。

Answer 14

A

年次有給休暇（年休）は、6ヶ月間継続勤務し、その間の全労働日の8割以上出勤した者であれば、正社員、嘱託、パートタイマー、アルバイトを問わず、誰にでも請求する権利があります。

例えば、週に5日以上勤務している労働者は、正社員、嘱託、パートタイマー、アルバイトを問わず、こうした条件を満たせば、6ヶ月経過後から10日の年休が付与されます。

ただし、パートタイマーのように所定労働日数が正社員よりも少ない労働者に対する年休の付与日数は、その割合に応じて計算された日数となります。これを、比例付与方式といいます。ご質問のケースですと、週4日勤務ですので、正社員の所定労働日数の6日ないし5日と比較して、概ね6分の4の割合の日数が付与されることになります。具体的には、正社員が10日の場合、週4日勤務者はその6分の4ですから、

7日となります。付与日数について、詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、ご質問のケースのように、1日の労働時間が短いパートタイマーについても年休が付与されるのかという疑問があると思いますが、法律上変わるところはありません。ただし、年休を取得した場合に支払われる手当は、1日について3時間分ということになります。

